

番号	法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
	株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11 ～ R7.7.18	指名停止等の措置要領 ①別表第1第2号、②第15号 ①過失による粗雑工事 ②不正又は不誠実な行為	左記の社は、国土交通省等から受注したアスファルト舗装工事において、契約図書で新規骨材によるアスファルト合材（新規合材）の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むアスファルト合材（再生合材）を使用して工事を実施していたことなどによる。
	鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ～ R7.7.10	指名停止等の措置要領 別表第2第15号 不正又は不誠実な行為	左記の社は、国土交通省等から受注したアスファルト舗装工事において、契約図書で新規骨材によるアスファルト合材（新規合材）の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生骨材を含むアスファルト合材（再生合材）を使用して工事を実施していたことなどによる。